

## 【事案 22-77】 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 4 月 27 日 裁定終了

### <事案の概要>

銀行を通じて加入していた変額個人年金について、加入時の説明不足、情報提供の怠りを理由として、契約を取消し、既払込保険料の返還を求め申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

平成 16 年 8 月、以前から取引のあった銀行の職員(募集人)に投資信託の運用が大きく下がっていることについて相談したところ、変額個人年金を勧められ保険料一時払いで加入、その後 17 年 9 月には 1300 万円増額し基準保険金額は 5、000 万円以上となっている。

しかし、契約締結の際、募集人から下記①～③の各説明がないまま、コストと年金で受け取ることが記載された資料だけを渡され、投資信託を全て解約し全額を変額個人年金に契約させられた。

契約をなかったことにして、払い込んだ保険料の全額を返還してほしい。

- ① 変額保険であること
- ② 元本保証がないこと（満期時に少なくとも支払済保険料は返還されること）
- ③ 自分でスイッチング（投資先の変更）をしなければならないこと

### <相手方の主張>

下記のとおり、募集人は申込時に適切な説明を行っており、錯誤・詐欺・強迫といった無効・取消事由および消費者契約法上の重要事項の不告知等の取消事由等はなく、申立人の請求には応じられない。

- (1) 募集人はパンフレットを用いて、商品の仕組み、特別勘定、スイッチングについて説明している。
- (2) 募集人は、パンフレットを用いて、元本保証がない点の説明を行っている。また、「商品説明書兼確認書」の項目には「この商品は、死亡給付金額・解約返戻金額・年金額に最低保証はなく、運用実績によっては、払込保険料相当額を下回ることがあります」との記載があり、申立人は確認のうえ署名・押印を行っている。
- (3) 募集人は、パンフレットを用いてスイッチング手続きについて説明を行っている。

### <裁定の概要>

申立人の主張の法律的な根拠は必ずしも明らかではないが、裁定審査会は、消費者契約法 4 条 2 項(「不利益事実の不告知」)による取消、あるいは民法 95 条本文の「錯誤」による無効を主張するものと理解し、申立書、答弁書等の書面、および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記のとおり、申立内容を認めることはできないことから、生命保険相談所規程第 44 条に基づき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

#### 1. 不利益事実の不告知の存否

##### (1) 申立人の主張①について

事情聴取において、申立人は本件保険契約は「夫が契約した保険と同様のものと思った」「夫の保険もやはり（商品名に）変額とついていました」と述べている点から、契

約申込時に本件保険が変額保険であるとの認識を持っていたものと推定される。従って、①については、不利益事実の不告知があったとは認められない。

#### (2)申立人の主張③について

事情聴取において、申立人は、申込当日スイッチングの説明があった事実は認めている。従って、③の不利益事実の不告知の主張も認められない。

#### (3)申立人の主張②について

以下の事実および本件の一時払保険料が株式等の投資により運用されるとの説明があった事実を総合考慮すると、投資リスクが存在することを説明したと推定するのが自然であり、この推定を覆すのに足りる証拠はない。したがって、②の元本保証がないことの説明がなされなかったという主張も認めることはできない。

- ・申立人が申込時に受け取った書面として提出した「A銀行で投資型年金。」と題する書面には「将来、まとめて一括受取もできます」との欄の下の記載にライン等が引いてあり、この部分が説明されたことが推定される場所、同記載の直ぐ下には、積立金が一時払保険料を下回る場合があることを図示されており、運用の結果によっては元本割れをすることが理解できるようになっている。
- ・申立人が提出した募集時のパンフレットにも運用結果が思わしくない場合が分かりやすく図示されている。更に、確認書は「自己責任」と題し、「運用リスクがお客様の負担となる」旨記載があり、申立人は当該文書に署名押印している。

### 2. 錯誤による無効

下記のとおり、本件契約が錯誤により無効であるとは認定できない。

- ・契約をするにあたっての動機に錯誤がある場合には、この動機が申込時に表示されていなければならないが、本件においては元本保証がある商品であると誤信したことが当該契約の動機と推認できるが、前記の認定した事実及び申立人の事情聴取の結果によっても、申立人が申込時にかかる動機を表示した事実を認めることはできない。
- ・契約に錯誤がある場合でも、錯誤をした当事者に重大な過失がある場合には、無効を主張できない（民法95条ただし書き）が、本件では、各種証拠及び説明から、申立人がわずかな注意を払えば容易に本件契約が元本保証のない商品であると認識できたものと認められるので、申立人には錯誤に陥ったことについて重大な過失が存在するものと判断する。

### 3. 保険契約の適合性

申立人は、本件契約が申立人には不適切な保険契約であったと主張するが、申立人は過去において投資経験（投資信託）もあり金融商品の手数料について関心を示していること等を考えると、自ら必要とする商品を選択する能力は十分にあったと推認されるので適合性に反することはないものとする。